

令和三年四月十日発行
皇學館論叢第五十四卷第一号 抜刷

書評

関根淳著 『六国史以前 日本書紀への道のり』

久保田 涼 哉

関根淳著 『六国史以前 日本書紀への道のり』

久保田 涼 哉



先日、吉川弘文館より刊行された『六国史以前 日本書紀への道のり』（以下、「本書」と称する）は、中高一貫校において教鞭をとられている関根淳氏（以下、「著者」と称する）が、これまでに進めてこられた古代の「史書」史での研究成果をもとに新たな見解をふんだんに盛り込んで上梓されたものである。「六国史」といえば、古代における律令国家が公式に編纂した歴史書（国史）の総称であり、『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の六書が数えられる。『六国史』を主題とした一般向けの研究文献では、坂本太郎氏の『六国史』（吉川弘文館、平成六年）が主として挙げられるが、本書では対象とする時代をさかのぼり、『日本書紀』成立以前から存在した史書を主題としている。今回、本書を紹介する機会を得ることができたので、軽輩な

がら私（以下、「評者」と称する）が紹介させていただく。
まず、本書の構成は左の通りである。

舒明朝の政治情勢

上宮家の滅亡と『上宮記』

『古事記』の政治史 七世紀後半の史書

『古事記』へのスタンス

「記紀」以外の古代史書―プロローグ
帝紀・旧辞と倭王権 五・六世紀の史書

『古事記』序文と天武十〇年紀

帝紀・旧辞と津田左右吉

「記紀」は両立するか？

帝紀の関連資料

序文と本文の関係

帝紀の文字化

『古事記』の系譜記事

雄略朝という時代

古代の音韻と読書環境

旧辞の内容と構造

偽書の作り方

倭王権と帝紀・旧辞

『古事記』と天皇記・蘇我氏

推古朝の国政と天皇記・国記 七世紀初めの史書

『古事記』の創出

天皇記と国記の史料

そして『日本書紀』へ―エピソード

「臣連伴造国造百八十部并て公民等の本記」の考察

王統譜としての天皇記

以下、本書の内容を紹介したうえで、最後に評者自身が気になったことをいくつか指摘していきたい。

氏族系譜としての国記

まず、「記紀」以外の古代史書では、十世紀後半の「講書」と呼ばれる『日本書紀』の講義の場における講師と受講生のやり取り（『日本書紀私記』所収）から、『日本書紀』を読解する上での参考書としてあげられた『先代旧事本紀』や『上宮記』、

推古朝の内外情勢

『古事記』などの史書に関する概略がなされている。

上宮王家の『上宮記』 七世紀前半の史書

『上宮記』の逸文

『古事記』と記・紀の関係

『上宮記』と記・紀の関係

『上宮記』の関連史料

関根淳著『六国史以前 日本書紀への道のり』（久保田）

次に、「帝紀・旧辞と倭王権」では、大王家の血縁関係を記した系譜やそれに関する出来事を記したとされる帝紀と帝紀以外の昔の物語を記したとされる旧辞を中心とした分析が展開されている。著者は、津田左右吉氏が提唱し、現在の通説となっている帝紀と旧辞の成立時期（欽明朝説）を検証した上でその問題点を指摘している。そして個々の性質を分析した結果、元々口承で伝わっていたそれらが史書として文字化され、はじめに成立するのが、帝紀は雄略朝、旧辞は推古朝ではないかとしている。

続いて、「推古朝の国政と天皇記・国記」では、推古朝に編纂がはじまったとされる天皇記と国記についての考察がなされている。著者は、『日本書紀』の推古天皇二十八年に天皇記と国記が編纂されたと伝える記事とそれらが皇極天皇四年の乙巳の変直後に焼失しそうになったが、国記のみが火中から取り出され、中大兄皇子に献上された記事に着目する。そして、それら記事の記述の違いから、従来はあくまでも推古紀の編纂記事がメインであり、その後日談であるとされてきた皇極紀の焼失記事であるが、実はより重視すべきなのは後者の方ではないかと指摘している。さらに、推古天皇二十八年（六二〇）が推古天皇の父である欽明天皇の崩御後五十年にあたるとの笹川尚紀氏による先行研究（「推古朝の修史」に「かんする基礎的考察」）『日

本書紀成立攷』所収、平成二十二年（二〇一〇）初出）を受けて、『天皇記』は王統譜として、神代から始まり欽明王統と蘇我氏出身の娘との間に生まれた子によって王位を継承されていく新たな王族の確立を目的として推古朝までを範囲に蘇我氏によって編纂されたとしている。一方、『国記』は従来、編年体の史書であるとされてきたが、推古紀にみえる「臣連伴造国造百八十部并て公民等の本記」との注記や嵯峨朝の弘仁六年（八一五）に成立した『新撰姓氏録』序から考えて氏族系譜であると見るべきだと指摘している。さらに、『国記』に記されていたそれまでの氏族系譜が天智朝における庚午年籍やその後の令制戸籍に引き継ぐ役割を担ったとしている。

次の「上宮王家の『上宮記』」では、聖徳太子（厩戸皇子）の一族である上宮王家にまつわる史書とされる『上宮記』を主題としている。この『上宮記』もまた現存しないが、数々の研究の中には『日本書紀』の講書の中から生み出された偽書ではないかといったものもあったという。しかし、著者は、舒明朝以降にみられる上宮王家と蘇我氏の分裂に着目し、劣勢となっていく上宮王家の政治勢力を挽回するために、蘇我氏が作成したとする『天皇記』に対抗する目的で、同史書が編纂されたのではないかと指摘している。したがって著者の結論は、『上宮記』は上宮王家が編纂した帝紀であり、『天皇記』の異本であ

るとしている。

次に「『古事記』の政治史」では、『日本書紀』と並び称せられることも多く誰もが知るであろう『古事記』を主題としている。この『古事記』に対する歴史学の立場からの位置付けこそ、本書のクライマックスであると言っても過言ではない。著者は『古事記』を、その序文が後の世に付け加えられたとする、三浦佑之氏らの「序偽作説」に賛同する立場から同書を検討している。また、『古事記』と『日本書紀』の二つの史書を同時に編纂し、存立させる歴史的な意味を考えたとときに従来の諸説では説明しきれないことから著者は『古事記』と『日本書紀』は並立しない史書であると論じている。そして、『古事記』には聖徳太子（厩戸皇子）に関する記事が全くないことに着目し、逆に聖徳太子の系統である上宮王家を滅ぼすことになる蘇我氏を優遇するような記述が随所に見られることを指摘している。

そのうえで著者が導いた結論は、『古事記』の氏族系譜にみえる建内宿禰の系譜から蘇我氏、特に蘇我倉山田石川麻呂に係するとみられる出自が示されていることなどから、『古事記』の本文はあくまで蘇我倉山田氏という豪族にまつわる『帝紀』の異本であり、七世紀後半に成立したとみたものである。

さらに、この『帝紀』の異本が『古事記』として出現するものが、嵯峨朝における弘仁年度の『日本書紀』の講書の際であり、

関根淳著『六国史以前 日本書紀への道のり』（久保田）

このときの講書で主任講師の立場であった太安万侶の子孫である多人長が関与したのではないかと推測した。太安万侶は、『古事記』を編纂したとされる人物である。その理由として、著者は多人長が『日本書紀』を訓読するために必要な参考書とされていた『上宮記』などと同等の書物を探していた際、この蘇我倉山田氏の系統の歴史叙述である帝紀の異本『古事記』を探し出したのではないかとしている。平安時代初期の頃は、『古事記』自体、特別な書物ではなく、あくまで『日本書紀』を読解するための参考書の一冊に過ぎなかった。ところが記紀それぞれが位置付けが転換し、『古事記』が特別な意味を持つようになるのが江戸時代の本居宣長以降であることを強調する。

最後、「そして『日本書紀』へ」では、壬申の乱に勝利したのちに即位した天武天皇が律令の整備とともに国家イデオロギーを樹立するために『日本書紀』の編纂を命じて、元正朝に完成するまでを概観している。そして、『日本書紀』完成の翌年の養老五年（七二二）から始まった「講書」の儀式が朝廷による国史編纂が終了した平安時代中期と同時期に途絶えることを指摘している。全体のむすびとして、著者は史書を編纂することはその集団のアイデンティティを打ち立てることであり、古代日本における史書史は『日本書紀』への道のりであることを提示し、本書を締めくくっている。

以上、本書の内容を簡単に紹介してきた。

評者自身、今まで『古事記』は元明朝に成立し、『日本書紀』と並び称されてきた、と信じて疑ってこなかった。しかし、本書において著者の論説に触れたことで、『古事記』という史書が世に出た意義を改めて学び、多大なる刺激を受けることができた。特に、『古事記』に関する著者の論説では、今までに先賢たちによって蓄積されてきた膨大な研究史に一石を投じるような新しい指摘であり評価できる。また、表題どおり『日本書紀』をはじめとする六国史以前の史書をそれぞれ別々に論じられる機会は今までに多数あったことであろう。また、それらの史書をまとめて検討を行った論考として、和田英松氏の「奈良朝以前に撰ばれたる史書」（『國史説苑』所収、昭和十年（一九三五）初出）があげられる。しかし、本書のように一般向けの書籍としてまとめて論じた試みは初めてではないだろうか。本書の内容はもちろんのこと、最新の研究をわかりやすく、広く、一般読者にも伝える意味において、学術的価値の高い一冊であると確信している。

しかし、評者自身が本書を読み進めるうえでなお論証の面で不十分ではないかと感じた点もあった。

まず、著者は『古事記』序文と多人長自身が記述した「弘仁私記序」が近似しているとかねてから指摘されていた点に注目

し、さらにその指摘を出発点として前述の仮説を展開している。それではなぜ、多人長は『古事記』が成立した年を元明天皇の和銅五年としたのだろうか。元明天皇自身が蘇我倉山田石川麻呂の孫だからだろうか。それとも、元明天皇の時代にできたとすることに特に意味はなかったのだろうか。おそらく明確な答えは出ないと考えられる。しかし、いずれにせよこのような『古事記』創出にまつわる新たな説を提示した以上、著者なりの考えは明記しておくべきだと思われる。

次に、著者は本書の「あとがき」で「とくに『古事記』に関する記述には随所に憶測がある」と述べている。たしかに、『古事記』を平安時代の人物である多人長の手によって世に出されたとする著者の仮説は、『古事記』序文が「弘仁私記序」に近似するとの指摘から出発して論理展開がなされており、史料による裏付けがやや不十分だと思われる。評者は歴史学とはあくまで文献資料や考古資料を徹底的に分析することによって個々の課題を究明することが求められていると考える。歴史学の立場から従来の『古事記』研究に一石を投じるような指摘を行った著者はこれらの仮説がさらに説得力を増すことができるように、まさに「一度立てたこの旗を降ろさずにすむよう」（「あとがき」）でのごとく、より多くの史料を用いて検討していくことが求められるだろう。

ただ、評者が浅学なために、各紹介において所々に誤読や誤解があり、著者の意図を十分に汲み取れていないものと思われる。著者にはご容赦たまわりたい。また、評者の拙い表現であるがために、小文を読んでいただいている諸賢に対して、本書の紹介が上手く伝わっているかおそれるばかりである。

さて、本書は吉川弘文館の歴史文化ライブラリーと呼ばれる叢書の一冊として刊行されている。先述のとおり、一般向けに平易な言葉が使われており研究の現状や著者独自の新たな提起を盛りこみながらも、読みやすい本となっているため、すべての学徒にとって古代史書の世界を理解するうえで有益な内容なのではないだろうか。それは令和二年（二〇二〇）七月の刊行後、早くも九月には二刷が出ていることから、本書が広い読者層に受け入れられていることが分かる。

折しも本書が刊行された令和二年（二〇二〇）は『日本書紀』が撰上された元正朝である養老四年（七二〇）からちょうど千三百年を迎える節目の年にあたる。近頃、書店に足を運ぶと『日本書紀』を特集した本が数多く刊行されているのを目にする。しかし、このような節目の時だからこそ、『日本書紀』以前にはどのような史書が存在し、なおかつ天武朝より始まる『日本書紀』編纂事業を前にどのような目的やその意義を持って世に出ていくことになるのか、本書をもとに知見を広めるこ

とによって、古代に生きた先人たちに思いを馳せるよすがとなるぜひ、手に取ってご一読いただきたい一冊である。

（くぼた りょうや・皇學館大学大学院文学研究科

博士前期課程国史学専攻）